

四日市市農業委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年9月15日

四日市市農業委員会

会長 藤谷克彦

四日市市農委規程第1号

四日市市農業委員会規程の一部を改正する規程

四日市市農業委員会規程（昭和32年農委規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、四日市市農業委員会（以下「委員会」という。）の円滑なる運営を図るため、法令に定めるもののほか、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(会長の任期)</p> <p>第2条 会長の任期は、委員の任期と同じ期間とする。</p> <p>2 会長が委員を辞任したとき、会長の職を辞したときその他会長が欠けるに至ったときは、会長の互選はその欠けるに至った日から遅滞なくこれを行うものとする。</p> <p>(副会長の設置)</p> <p>第3条 農業委員会に副会長を置く。</p> <p>2 副会長は、2名以内とする。</p> <p>3 副会長のうち1名は、会長が欠けたと</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、四日市市農業委員会（以下「委員会」という。）の円滑なる運営を図るため、法令に定めるもののほか、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(会長の任期)</p> <p>第2条 会長の任期は、委員の任期と同じ期間とする。</p> <p>2 会長が委員を辞任し、又は会長の職を辞したときその他会長が欠けるに至ったときは、会長の選挙はその欠けるに至った日から15日以内にこれを行うものとする。</p>

き又は事故があるときは会長の職務を代理する。

削除

削除

削除

(選挙及び互選)

第3条 委員会で行う選挙及び互選の方法及び手続きは、別に規程で定める。

(部会の設置)

第4条 委員会に農地部会のほか、農業振興部会を置く。

2 農業振興部会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

(1) 法人化その他農業経営の合理化に関する事項

(2) 農業生産、農業経営及び農業者生活に関する調査及び研究

(3) 農業及び農業者に関する情報提供

(4) 農業及び農業者に関する事項についての意見の公表、又は他の行政庁に対する建議

(部会長の任期)

第5条 部会長の任期は、委員の任期と同じ期間とする。

2 部会長が委員を辞任し、又は部会長の職を辞したとき、その他部会長が欠けるに至ったときの部会長の選挙は、その欠けるに至った日から15日以内にこれを行うものとする。

(農地利用最適化推進委員)

第4条 農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」とする。）は、総会から活動について報告を求められた場合に、欠席するときは事前に届け出なければならない。

2 推進委員が、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会に出席して意見を述べる場合は、前日までに出席の届出をしなければならない。

削除

(身分を示す証明書)

第5条 委員会の委員、推進委員及び職員が、その所掌事務を行うため、立入調査をするときに必要な身分を示す証明書の様式は、別記様式による。

(公印)

第6条 公印は、別表のとおり定める。

(公示)

第7条 委員会の公示は市の例により行うものとする。

別表（省略）

別記様式（第5条関係）

表

(地区農業推進員)

第6条 委員会の事務処理を円滑にするため、地区農業推進員を置くことができる。

2 地区農業推進員は非常勤とする。

3 地区農業推進員は、会長が委嘱する。

(身分を示す証票)

第7条 委員会の委員及び職員が、その所掌事務を行うため、立入調査をするときに必要な身分を示す証票の様式は、別記様式による。

(公印)

第8条 公印は、別表のとおり定める。

(公示)

第9条 委員会の公示は市の例により行うものとする。

別表（省略）

(別記様式)（第7条関係）

表

第 号

証

現住所

氏 名

年 月 日生

上記の者は三重県四日市市農業委員会の  
であることを証する

年 月 日

四日市市農業委員会

裏

農業委員会等に関する法律 (抄)

(報告、調査等)

第 3.5条 農業委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、農地等の所有者、農業者その他の関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員、推進委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

縦 6.0センチメートル

横 8.8センチメートル

第 号

証

現住所

氏 名

昭和 年 月 日生

上記の者は三重県四日市市農業委員会の  
であることを証する

平成 年 月 日

四日市市農業委員会

裏

農業委員会等に関する法律

(報告、調査等)

第 2.9条 農業委員会は、その所掌事務を行うため必要があるときは、農地等の所有者、耕作者その他の関係人に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

縦 6.3センチメートル

横 9.4センチメートル

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 19 日から施行する。

(農業委員会事務局)